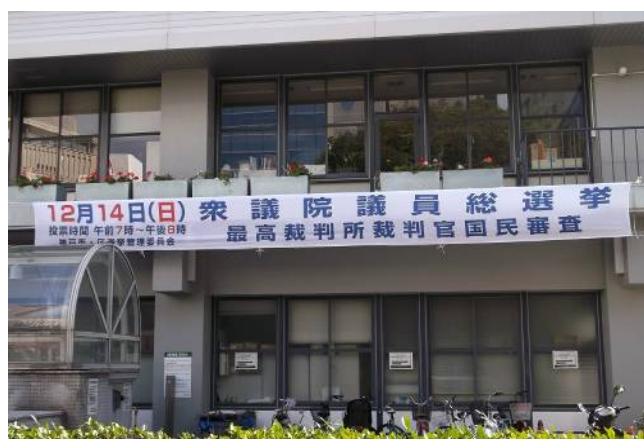


## 20 その他資料(選挙啓発関連資料, 選挙公報)



○市役所横断幕



○市役所立看板



○交通センタービル看板



○市バス停留所のぼり



○ポスター掲示



○投票所風景



# 選挙のお知らせ

平成26年12月発行／神戸市選挙管理委員会

## 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官 国民審査

### 投票日 **12月14日(日)** 午前7時～午後8時 そろって投票しましょう



平成26年度 明るい選挙をすすめるポスターコンクール  
[特選] 神戸市立 住吉中学校3年 渡邊真湖さんの作品

#### ◆神戸市で投票できる人は

- 平成26年12月15日までに生まれた人で、平成26年9月1日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住している人です。
- ※なお、今年の9月2日以降に神戸市に転入届を出した人で、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所地で投票できます。

#### ◆投票方法等は

今回の選挙では、衆議院小選挙区選挙と比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査の3種類の投票となります。

- 衆議院小選挙区選挙：「ピンク色」の投票用紙に、「候補者の氏名」を書いて投票します。
- 衆議院比例代表選挙：「うすい青色」の投票用紙に、「名簿届出政党等の名称又は略称」を書いて投票します。
- 最高裁判所裁判官国民審査：「白色」の投票用紙に、やめさせたいと思う裁判官には、その氏名の上の欄に「×」を、やめさせなくてもよいと思う裁判官には、何も書かないで投票します。

#### ◆投票所は

- 「投票のご案内」を公示日(12月2日)以降、できるだけ早く世帯ごとに封書でお送りしますので、ご自分の個票を確認のうえ、記載の投票所にご持参ください。
- ※「投票のご案内」はなくしたり、忘れても投票できますので、投票所でお申出ください。
- 市内で住所を移した人(選挙人名簿に登録されている人)の投票所は、次のとおりです。
  - ①今年の11月19日までに「住民異動届」を出した人 ⇒ [新しい住所地の投票所](#)
  - ②今年の11月20日以降に「住民異動届」を出した人 ⇒ [もとの住所地の投票所](#)
- 今回の選挙で投票所が変更になる地域があります。 ⇒ [裏面に記載の地域](#)です。
- ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合がありますので、投票所では、本人確認のため、お誕生月(○月生まれ)をお尋ねしています。

#### ◆期日前投票は

選挙期日(12月14日)に、仕事やレジャーなどの予定のある人は、「期日前投票」をご利用ください。

- 受付場所は ⇒ [選挙人名簿に登録されている区](#)の区役所等の期日前投票所にお越しください。
- ◇北区の選挙人名簿に登録されている人⇒北区役所のほか、北神出張所や連絡所(山田、有馬、道場、八多、大沢、長尾、淡河)でもできます。
- ◇須磨区の選挙人名簿に登録されている人⇒須磨区役所のほか、北須磨支所でもできます。
- ◇西区の選挙人名簿に登録されている人⇒西区役所のほか、西神中央出張所や連絡所(伊川谷、押部谷、神出、岩岡、櫛谷、平野)でもできます。
- ※投票の際には、宣誓書の提出が必要となりますので「投票のご案内」裏面に記載している様式に、予め必要事項を記入のうえご持参ください。
- ※「投票のご案内」は郵便事情で遅れる場合があります。ご持参いただけない場合でも、期日前投票所で宣誓書をご記入いただくことで投票できます。
- 受付期間・時間は
  - ◇期間 ⇒ ①衆議院小選挙区選挙と比例代表選挙は、12月3日(水)～12月13日(土)  
②最高裁判所裁判官国民審査は、12月7日(日)～12月13日(土)
  - ※12月3日(水)～12月6日(土)の間に、衆議院小選挙区選挙と比例代表選挙の投票を済ませられた人も、12月7日(日)以降は国民審査の投票ができます。
  - ※期間中の土曜、日曜日も受け付けています。
  - ◇時間 ⇒ 午前8時30分～午後8時(※北区、西区の連絡所は午前9時～午後5時)
- (注)選挙期日(12月14日)には20歳になるが、期日前投票をするときにはまだ19歳の人は、期日前投票はできませんが、不在者投票をすることができます。受付期間・場所は、期日前投票と同じです。

#### ◆不在者投票は

- 旅行や出張などで、選挙期日(12月14日)の投票も期日前投票もできない人は、事前に手続きをすれば滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。
- ◇手続きの概略は、次のとおりです。
  - ①「投票のご案内」裏面に印刷の「宣誓書」に必要な事項を記載のうえ、選挙人名簿に登録されている区選挙管理委員会あてに郵送してください。
  - ※滞在先の選挙管理委員会や神戸市のホームページからダウンロードし入手できる「投票用紙等請求書兼宣誓書」に必要な事項を記入し郵送しても請求できます。
  - 神戸市のホームページ⇒ <http://www.city.kobe.lg.jp/life/registration/shinsei/senkyo/O1.html>
  - ※FAXや電子メールでは、請求できません。
  - ②選挙管理委員会から、投票用紙や「不在者投票証明書」(封筒に入っています。)等を滞在先にお送りします。
  - ※最高裁判所裁判官国民審査にかかる不在者投票の請求ができるのは、12月7日(日)からとされていますので、12月7日(日)以降、衆議院選挙と国民審査の投票用紙等をまとめて発送します。お急ぎの場合などで、国民審査の投票用紙を請求されない場合は「投票のご案内」裏面の「宣誓書」または「投票用紙等請求書兼宣誓書」の「最高裁判所裁判官国民審査」の文字を二重線で消して請求してください。

- ③お手元に投票用紙等が届きましたら、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向いて、不在者投票を行ってください。  
※不在者投票証明書の入った封筒は、ご自身で絶対に開封しないでください。(開封すると投票できません)  
※自宅等で、投票用紙にあらかじめ候補者の氏名等を記載しないでください。  
※投票済みの不在者投票は、投票日当日の午後8時までに投票所に届く必要がありますので、お早めに手続きをしてください。

- 病院や老人ホーム等に入院・入所中の人は  
都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院・入所中であれば、その施設内において不在者投票ができます。各施設で、ご確認ください。
- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの人は  
◇次の①～③の表に該当する人は、事前に申請を行うことで、自宅等で「郵便等による不在者投票」をすることができます。

①身体障害者手帳をお持ちの人（○印は該当者）

障害名	障害の等級		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
肝臓、免疫の障害	○	○	○

②戦傷病者手帳をお持ちの人（○印は該当者）

障害名	障害の等級			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

③介護保険の被保険者証（※資格者証ではありません。）をお持ちの人

被保険者の要介護状態区分	要介護5
--------------	------

◇左記の①～③に該当する人のうち、上肢又は視力の障害が1級などの人は、選挙管理委員会に届出た人（選挙権を有する人に限ります。）が、本人に代わって投票に関する記載をする「代理記載制度」があります。

◇いずれも、あらかじめ「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要がありますので、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

◇すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、12月10日(水)までに、当該証明書を添えて、登録されている区の選挙管理委員会に投票用紙等をご請求ください。

※詳しくは、下記の選挙管理委員会までお問い合わせください。

## ◆点字投票・代理投票

目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由で字を書くことができない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票所や期日前投票所の係員にお申出ください。なお、点字投票・代理投票は、期日前投票や不在者投票（※郵便等による不在者投票は除きます。）でも行うことができます。

## ◆投票所が変更になった地域

区	投票所が変更になった地域	新しい投票所
灘区	八幡町1～3丁目,森後町1～3丁目,楠丘町6丁目,日尾町1～3丁目,永手町2～5丁目,高德町6丁目	やはた桜保育所（1階）
中央区	加納町1・2・3丁目（1～5番を除く）,北野町1～4丁目,山本通1・2丁目 相生町1丁目,海岸通1～6丁目,栄町通1～7丁目,波止場町,弁天町,元町通1～7丁目	山本通東公園仮設投票所（1階） 神戸学生会館（1階）
北区	道場町道場,道場町日下部,道場町塩田,道場町平田,道場町生野（1172番地を除く） 八多町柳谷,八多町屏風,八多町深谷,八多町西畑	農村環境改善センター（1階） 八多ふれあいセンター（1階）
長田区	大日丘3丁目 川西通1～5丁目,細田町1～7丁目,神楽町1～6丁目,御蔵通5～7丁目, 菅原通5～7丁目,北町2・3丁目,大道通（バス道以南）1～5丁目	雲雀丘小学校（1階） 神楽保育園（1階）
垂水区	日吉町5・6丁目,若松町10・11丁目,大橋町10丁目,野田町4丁目,海運町2～4丁目, 本庄町2～4丁目,長楽町2～4丁目,浪松町2～4丁目 舞子台1丁目の内1～3番の区域,舞子台2～7丁目, 舞子台8丁目の内1～4・11～23番の区域, 東舞子町3・4・7～10番,東舞子町11番の内20～28,東舞子町12番の内1～27	野田北ふれあいセンター（1階） 苔谷公園コミュニティセンター（1階）
西区	多聞台1～5丁目 南多聞台1・2丁目,南多聞台3丁目の内1～5番の区域,南多聞台4丁目の内5～16番の区域,南多聞台5～8丁目 神陵台1～6丁目	多聞台地域福祉センター（1階） 南多聞台第4住宅連自治会集会所（1階） 明舞北センタービル集会所（1階）
	玉津町新方,玉津町上池 伊川谷町有瀬1727～1730番地 伊川谷町有瀬556番地・571～575・577・578・580番地 櫛谷町福谷,櫛谷町寺谷,櫛谷町池谷,櫛谷町友清 井吹台北町1～3丁目 岩岡町岩岡252～256・3108番地以降 岩岡町岩岡1960・2840～2844番地	玉津第二幼稚園（1階） 長坂中学校（1階） 有瀬小学校（1階） 池谷農園倉庫（池谷会館）（1階） 井吹の丘小学校（1階） 南古自治会館（1階） 上講集会所（1階）

## ◆投票所の施設の名称が変更になった所

北区「下谷上集会所」⇒「下谷上自治会館」

### — 投開票速報等の実施について —

12月14日（日）は、神戸市選挙管理委員会のホームページで、衆議院議員総選挙等の投開票速報（神戸市分）を行います。下記のアドレスからアクセスしてください。

- 神戸市 <http://www.city.kobe.lg.jp>
  - 神戸市選挙管理委員会 <http://www.city.kobe.lg.jp/information/senkyo/index.html>
- 12月4日（木）から、毎日午前10時頃に前日の期日前投票の投票者数（神戸市分）の速報も掲示しています。

### 選挙公報について

公示日の5日から10日ほど後に配布します。神戸市選挙管理委員会のホームページでリンク先を掲載します。ホームページに掲載された選挙公報はプリントして不特定または多数の人に頒布できませんのでご注意ください。

※お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

- 東灘区選挙管理委員会 TEL 078-841-4131（代）
- 灘区選挙管理委員会 TEL 078-843-7001（代）
- 中央区選挙管理委員会 TEL 078-232-4411（代）
- 兵庫区選挙管理委員会 TEL 078-511-2111（代）
- 北区選挙管理委員会 TEL 078-593-1111（代）
- 長田区選挙管理委員会 TEL 078-579-2311（代）
- 須磨区選挙管理委員会 TEL 078-731-4341（代）
- 同（北須磨支所） TEL 078-793-1212（代）
- 垂水区選挙管理委員会 TEL 078-708-5151（代）
- 西区選挙管理委員会 TEL 078-929-0001（代）
- 神戸市選挙管理委員会 TEL 078-322-5816（直）